



路政縱橫

丹波浪人

▽八年度豫算もドーやら議會をパスすることに爲つた、放漫財政策だと言はれてゐたが、高橋藏相程の頭の持主はなかつたと見えて無修正通過、政府も一と安心の態だ、豫算が成立した上は路政に要する豫算を檢討する必要があるのだが、餘り毎度書き立てられてゐるから夫れは省略するが、内務豫算

の内に都市計畫事業として五十萬圓が計上されてゐる、夫れは都市計畫事業に屬する國道及府縣道の改修に對して補助するに必要な經費であると説明されてゐる。詰り道路改良事業の補助である、豫算説明書を繰つて行くと次に道路改良費豫算と言ふのがあつて矢張り國道府縣道の改良費に百萬圓を計上

してゐる、なぜ同じ事業に對する補助金を態々別欸に計上したのか素人には判り兼ねぬるが、そこに道路法と都市計畫法とが歩調を一にしてゐないことが判る、即ち都市計畫事業として國道府縣道を改良する場合に道路法の規定に依るが都市計畫法に依るべきかゞ曖昧に爲つてゐる過を見出すであらう、行政の合理化が強調されてゐるとき一省内に於ける此の如き不合理は早く改めて貰ひたいものだ。

▽夫れにしても道路改良費豫算は常に不足勝で、府縣が既に執行した國道改良事業に對して補助する義務を有するもの、驚く勿れ四千萬圓の多きに達してゐるに不拘、纔に年額百萬圓を支出するだけで義務履行の對策なしに、

都市計畫事業とは言ふものゝ新に五十萬圓を支出するのは道路政策上適當な遣り方であらうかを疑ふ、之に依つて國道改良補助と同一の轍を踏んで國家の將來に於ける負擔を増加せしめざれば幸であらう、反對論者は言ふ、焼餅を焼かずとも何れは道路の改良になると、寔に至言、併し國幣は一定の方針の下に合理的に費はなければならぬ、一時的場當りの支出は國家財政を毒するものと言つて可い。

▽都市計畫事業に依る補助は、市長の執行する國道府縣道の改良であつて都心と港灣又は既に改良された道路を連絡することの二要件を必要とする態だ、一市二萬五千圓の補助として二十市に補助すと言はれてゐる、そこに全

國ばら撒き主義に依らなければならなかつた惱が窺はれる、補助歩合から計算すると國道に在つては五萬圓、府縣道に在つては七萬五千圓の事業が出来る譯だが、一箇年限りで路政にいかばかり貢獻するかは知れたもの、筆者が此補助制度を難する所以は茲にある

▽土木會議の創設も新年度に於ける

新味、從來から當然設置さるべきものであつたが容易に實現されなかつたもの、吾人は土木行政の爲に喜ぶ、併し大臣が之を活用し斯會をして活動せしめ眞に會議設置の効果を擧げしむる爲には從來の會議制度と同一のものであつてはならぬ、夫れに就ては行政の民衆化を濃厚に現はし、土木の種類に應じて各専門家の調査研究を便にし、各

分科を綜合統一して共通事項を調査審議せしむことが肝要である、殊に此種諮問機關の効果を擧ぐると否とは會議構成員の顔振れに依る、徒に老大家を狩り集めて會議の尊大性を現はすよりは自ら研究し自ら調査するの若き有識者を網羅することが、土木行政に新味を提供する所以。

▽時局匡救土木事業は近代に會て見

ない大事業である、併し匡救の對照と爲つた世態は永く續くものではない、否な續かさらむことを所望する、従つて此種事業の運命は逆賭することが出来る、此場合に於て我が土木の向ふべき針路を決定することは喫緊の要務である、土木會議の審議試験問題と爲るであらう會議の組織と議員の任命とを誤ら

さることにして合格する筈、筆者の今日の喜を裏切らざるやう切望する。

▽地方事務官二十名の増員、之も新年度より實施、増員さるゝに至つたのは、時局匡救土木事業の爲に地方廳に於ける土木竝に會計事務の増加に因る、由來地方廳に於ける土木行政は技術官たる土木課長をして管理せしめてゐるが、一ヶ年府縣歲出の二割五分を占むる一億四百萬圓の地方土木事業を執行し、七千二百萬圓の市町村土木事業を指揮監督せしむるのは頗る難事である、殊に土木行政は法律學上の難問を包藏し經濟上の考察を必要とするのであつて、事務官の配置を要求する切である、今之が實現されむとする、此時に方内務省は土木部長制度の範圍を

擴張して土木行政の進展に備へむとする計畫あると傳へらる、兩者相俟つて其の配置宜敷を得たならば我が土木行政を革新するに至るであら。

▽八年度の路政に特筆すべきものに全國道路交通狀勢の調査がある、即ち政府自ら國道及指定府縣道に於ける交通狀勢の調査を執行し、所謂活きた路政執行の資料を得むとするに在る、此種事業は往年本會が執行し相當の成績を收め、今日鐵道省が計畫する自動車事業等の經營に唯一の資料を與へたのであつたが、政府事業として執行するのは今回を以て嚆矢とする、道路施設は路面交通の狀勢に適應したものでなければならぬ、従つて路面交通は路政の支配下に屬するとは吾人年來の主張

であつたが、其の主張の現はれの一つとして交通狀勢の調査を見るに至つた、此くして路政は理想に近つかむとして進展して行く、寔に喜ぶべきことだ。

▽關門架橋問題、軍部の反對があるとか報ぜらる、果たして事實なるか判らないが、一部の論者は路線が要塞地帯を通過することを難じ、一部論者は軍事上の障礙となるを憂ふ、固より國防のことを忽にすべからざるは當然であつて、遠き將來を想定して、この安固を期する必ずしも咎むべきでないが、併し杞憂は又排すべきもの、假令路線が要塞地帯を通過するにしても要塞設備の瞰下を防止する方法を採れば可なる譯、假りに關門のほとり敵機の襲來するが如き事態を生ずるに至る

ことを思ふにありとすれば最早何をか言んやである、昔、明治の初年鐵道東海道線を敷設するに方つて、東海道海岸に採線することは敵國襲來の場合に於て攻撃の目標と爲ると言つて、今の中央線に敷設すべきことを主張した軍部があつた、當時假に軍部の言に盲從して敷設したとせば我國文化の進展は如何であつたらう、と再考するとき關門架橋の反對亦此類に非ざるかを想はしむ。

國際聯盟を脱退しても外國をして干戈を採る能はざるまでに我國を強固にした軍部、新滿洲の建國に際し活動した軍部、假令夫れが多衆國民後援の致すところであるにしても軍部の此功勞に對しては敬意を表するに吝かでない、併しながら萬事に關し國民は軍部に必しも追隨するものではない、假令今忍んで夫れに追隨しても夫れは一時的であつて、やがては架橋の再燃を見ることは必定、夫れ迄に失ふことあるべき國民經濟上の不利益を想ふとき、軍部の反省を求めざるを得ない、本土と九州との路上連絡否な帝國幹線道路の完成の爲には、吾人筆を秃にして軍部の熟慮を要求する、路政當局の奮闘と健全とを祈つて已まない。

▽自動車交通事業法と路政との關係、隨分永い間の懸案であつた、即ち鐵道大臣が自動車事業を免許する場合に於ては必ず道路管理者の意見を徴して處分すること、其の處分の方つては内務大臣に協議すること、鐵道省が自

動車事業を經營する場合は地方長官に協議すること、等々の問題であつたが、内鐵兩省の協議成立し内務省の意見を容ることゝ爲つて圓滿に解決した。路上交通が路政の一部に屬することを證明することであるが、免許權限を鐵道省の專轄にしたのは、いつになつても其の不合理的は依然不合理として咎めたい。

法上の關係は夫れ位にしておくが、道路管理者が鉅額の費用を投じて道路を改良し、路上運送營業を他人に經營せしむるより自ら進んで事業を經營し道路費用負擔團體の財政を緩和しやうとする計畫が各地に擡頭したことは、喜ぶべき現象であつて此種企業の勃興を獎勵したい。